委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	宇部市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
	http://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/keikaku/bangouseido/dokujiriyo_todokede.html

執行機関名 宇部市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助(以下「就学援助」という。) に関する事務であって市規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第八の項 就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助(以下「就学援助」という。) に関する事務であって市規則で定めるもの
	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	宇部市就学援助費交付要綱第1条
②東致の5550円10円的	学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>就学困難と認められる児童生徒の保護者</u> に対して必要な援助を与え、 <u>義務教育の</u> <u>円滑な実施</u> に資するため、就学援助費(以下「援助費」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宇部市就学援助費交付要綱 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	宇部市就学援助費交付要綱第5条第1項		
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援 金をいう。 ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。) の受給資格の認定の 申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費(ただし医療費は除く。)の申請に係る事実についての <u>審査に関する事</u> <u>務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	宇部市就学援助費交付要綱第2条第1項(2)、第2項(2)(3)		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	就学援助の対象となる児童生徒の保護者(以下単に「保護者」という。)又は保護者と同居の若しくは保護者と生計を一にする別居の者に係る市町村民税に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 口	宇部市就学援助費交付要綱第2条第1項(1)(2)、第2項(1)		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	保護者又は保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関 係情報		

/+tr-+x	
備考 	